

平成25年上半期の出会い系サイト等に起因する事犯の現状と対策について

1 現状

(1) 検挙件数

出会い系サイトに起因する事犯の検挙件数は368件(前年同期比-80件、-17.9%)。 [1 頁]

コミュニティサイトに起因して児童が犯罪被害に遭った事犯の検挙件数は859件(前年同期比+260件、+43.4%)。 [4 頁]

(2) 被害児童数

[5 頁]

出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童は73人(前年同期比-51人、-41.1%)。被害の多い罪種は、児童買春が32人(全体の43.8%)。

コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童は598人(前年同期比+89人、+17.5%)。被害の多い罪種は、青少年保護育成条例違反が291人(全体の48.7%)。

(3) 被害児童の年齢

[6 頁]

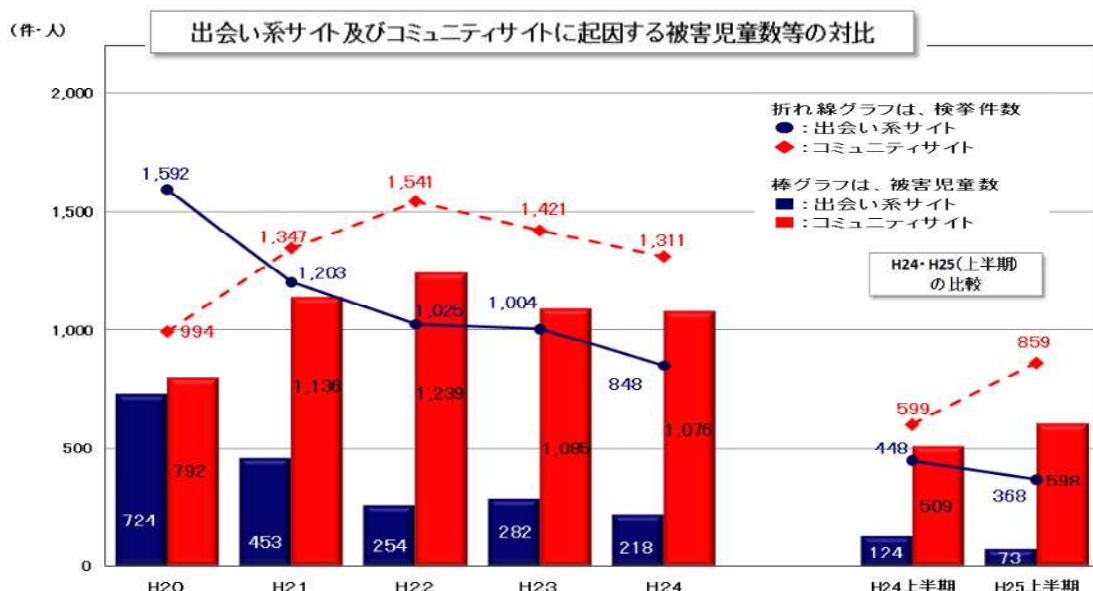
出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童で15歳以下は31人(全体の42.5%)。

コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童で15歳以下は311人(全体の52.0%)。

(4) 被害児童数の推移

出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童数は、平成20年の出会い系サイト規制法の法改正以降、禁止誘引違反者の検挙や無届サイトの取締り等により、減少傾向。

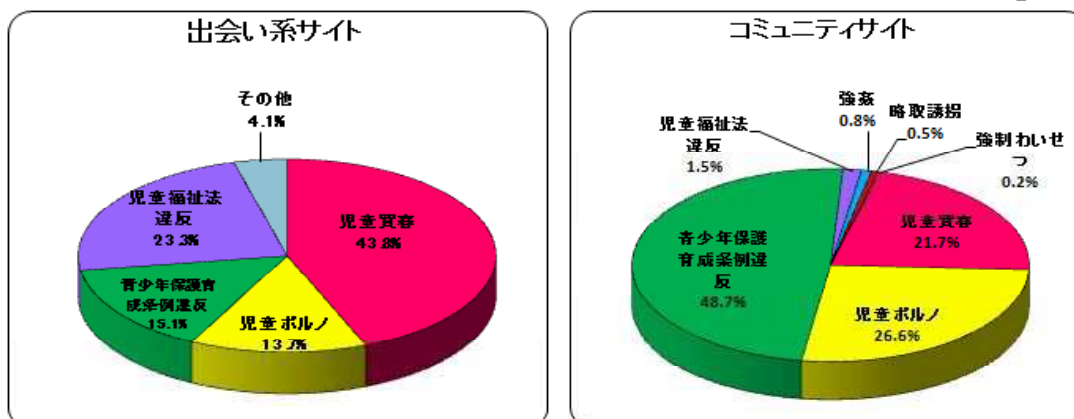
コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童数は、平成23年初めて減少に転じ、昨年も引き続き減少していたが、無料通話アプリのIDを交換する掲示板に起因する犯罪被害により、前年同期と比較して増加。



2 出会い系サイトとコミュニティサイトの児童被害状況の比較

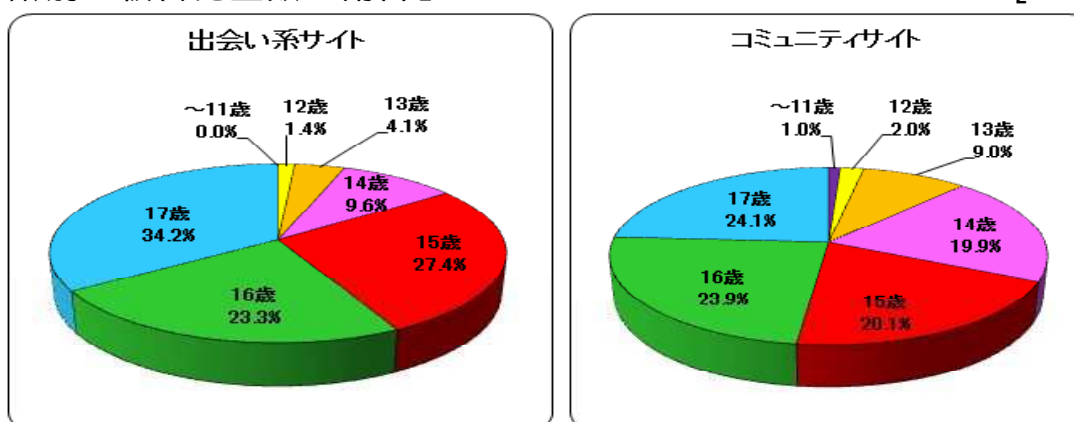
【罪種別の被害児童数の割合】

[5 頁]



【年齢別の被害児童数の割合】

[6 頁]



3 今後の対策

(1) 出会い系サイト対策

禁止誘引行為等の書き込み違反者に対する取締りの継続
悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の徹底

(2) コミュニティサイト対策

サイト事業者（無料通話アプリ等提供事業者を含む。）の取組状況等に応じた対策の継続

- ・ ミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化
- ・ サイト事業者等への実効性あるゾーニングの早期導入に向けた働きかけ

「実効性あるゾーニング」～サイト内において悪意ある大人を児童に近づけさせないように携帯電話事業者の保有する契約者年齢情報を活用し、大人と児童とのミニメールの送信や検索を制限すること。

関係省庁、事業者及び関係団体等と連携した対策の推進

- ・ 更なるフィルタリングの普及徹底
- ・ 児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有
- ・ 携帯電話事業者等への実効性あるゾーニングの更なる推進
- ・ E M A への情報提供によるサイトの厳格な認定監視等の継続

「E M A (エマ)」～一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

【Content Evaluation and Monitoring Association】

第1 出会い系サイトに起因する事犯の検挙状況等

1 検挙件数の年別推移

(件)

罪名		H20	H21	H22	H23	H24	H25		前年同期比	%
							上半期	上半期		
児童福祉法違反		72	81	53	60	61	22	19	-3	-13.6%
青少年保護育成条例違反		302	149	53	63	50	32	19	-13	-40.6%
児童買春・児童ポルノ法違反	児童買春	531	358	254	230	213	112	53	-59	-52.7%
	児童ポルノ	70	40	28	51	38	27	20	-7	-25.9%
	小計	601	398	282	281	251	139	73	-66	-47.5%
出会い系サイト規制法違反	法第6条	367	348	404	451	360	191	167	-24	-12.6%
	法第7条	-	4	8	12	3	2	0	-2	-100.0%
	法第9条	-	1	0	1	0	0	0	0	-
	小計	367	353	412	464	363	193	167	-26	-13.5%
重要犯罪	殺人	2	3	4	2	0	0	0	0	-
	強盗	20	14	5	3	6	4	0	-4	-100.0%
	放火	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	強姦	24	16	4	0	1	1	2	1	+100.0%
	略取誘拐	1	0	1	0	0	0	0	0	-
	強制わいせつ	7	4	1	1	0	0	2	2	-
	小計	54	37	15	6	7	5	4	-1	-20.0%
粗暴犯	暴行	1	1	0	0	0	0	0	0	-
	傷害	3	0	0	1	0	0	1	1	-
	脅迫	4	1	1	4	3	1	0	-1	-100.0%
	恐喝	29	25	7	6	8	5	3	-2	-40.0%
	小計	37	27	8	11	11	6	4	-2	-33.3%
その他	窃盗	32	19	8	13	6	5	2	-3	-60.0%
	詐欺	42	29	97	23	13	11	51	40	+363.6%
	その他	85	110	97	83	86	35	29	-6	-17.1%
	小計	159	158	202	119	105	51	82	31	+60.8%
合計		1,592	1,203	1,025	1,004	848	448	368	-80	-17.9%

対象は、出会い系サイトに起因する事犯として警察が把握しているもの。

2 出会い系サイト規制法違反の検挙状況

～ 出会い系サイト規制法違反167件（前年同期比-24件、-12.6%）

禁止誘引（法第6条）

平成25年上半期の検挙件数は167件（前年同期比-24件）、このうち児童による誘引は96件（前年同期比-38件）。

（件）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	前年 同期比	
	上半期		上半期					
検挙件数	367	348	404	451	360	191	167	-24
うち児童による誘引	119	222	284	273	252	134	96	-38

3 被害者の年齢・性別

（人）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	前年 同期比	
	上半期		上半期					
被害者数	852	548	397	351	264	153	134	-19
うち女性	790 (92.7%)	502 (91.6%)	289 (72.8%)	337 (96.0%)	249 (94.3%)	143 (93.5%)	87 (64.9%)	-56
児童	724 (85.0%)	453 (82.7%)	254 (64.0%)	282 (80.3%)	218 (82.6%)	124 (81.0%)	73 (54.5%)	-51
うち女性	720	447	253	282	218	124	73	-51
18歳以上	128 (15.0%)	95 (17.3%)	143 (36.0%)	69 (19.7%)	46 (17.4%)	29 (19.0%)	61 (45.5%)	32
うち女性	70	55	36	55	31	19	14	-5

「児童」とは、18歳未満の者をいう。

（ ）は、「被害者数」に対する割合。

4 被害者（被害児童）の出会い系サイトへのアクセス手段

（人）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	前年 同期比	
	上半期		上半期					
被害者数	852	548	397	351	264	153	134	-19
携帯電話	841 (98.7%)	540 (98.5%)	385 (97.0%)	322 (91.7%)	252 (95.5%)	143 (93.5%)	84 (62.7%)	-59
パソコン	11 (1.3%)	8 (1.5%)	9 (2.3%)	11 (3.1%)	11 (4.2%)	10 (6.5%)	49 (36.6%)	39
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.8%)	18 (5.1%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	1
うち児童	724	453	254	282	218	124	73	-51
携帯電話	714 (98.6%)	450 (99.3%)	251 (98.8%)	272 (96.5%)	210 (96.3%)	117 (94.4%)	62 (84.9%)	-55
パソコン	10 (1.4%)	3 (0.7%)	3 (1.2%)	10 (3.5%)	8 (3.7%)	7 (5.6%)	10 (13.7%)	3
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)	1

5 罪種・年齢別被害者数

(人)

	女性被害者数				男性被害者数				合計	前年同期比	
	18歳未満	18～19歳	成人	小計	18歳未満	18～19歳	成人	小計			
売春防止法違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-3	
児童福祉法違反	17	0	0	17	0	0	0	0	17	1	
青少年保護育成条例違反	11	0	0	11	0	0	0	0	11	-8	
児童買春・児童ポルノ法違反	児童買春	32	0	0	32	0	0	0	0	32	-42
	児童ポルノ	10	0	0	10	0	0	0	0	10	-2
覚せい剤取締法違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
毒物及び劇物取締法違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
職業安定法違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ストーカー行為規制法違反	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	
労働基準法違反	3	0	0	3	0	0	0	0	3	3	
特別法犯小計	73	0	1	74	0	0	0	0	74	-50	
重要犯罪	殺人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-3
	放火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	強姦	0	0	2	2	0	0	0	0	2	1
	略取誘拐	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	強制わいせつ	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
粗暴犯	暴行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	傷害	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	脅迫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1
	恐喝	0	0	0	0	0	0	2	2	2	-3
知能犯	詐欺	0	0	8	8	0	0	43	43	51	40
その他刑法犯	強要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1
	窃盗	0	0	1	1	0	0	1	1	2	-3
	逮捕監禁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1
	名誉毀損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1
	電子計算機使用詐欺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	死体遺棄	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
刑法犯小計	0	0	13	13	0	0	47	47	60	31	
小計(18歳以上)	-	0	14	14	-	0	47	47	61	32	
小計(被害児童数)	73	-	-	73	0	-	-	0	73	-51	
合計	87				47				134	-19	

第2 コミュニティサイトに起因する事犯の検挙状況等

1 検挙件数の年別推移

(件)

罪名		H20	H21	H22	H23	H24	H25		前年同期比	%
							上半期	上半期		
児童福祉法違反		22	59	41	53	35	13	12	-1	-7.7%
青少年保護育成条例違反		648	803	879	757	706	333	383	50	+15.0%
児童買春・児童ポルノ法違反	児童買春	120	297	282	268	235	118	205	87	+73.7%
	児童ポルノ	179	166	292	321	308	126	247	121	+96.0%
	小計	299	463	574	589	543	244	452	208	+85.2%
重要犯罪	殺人	2	1	0	1	0	0	0	0	-
	強盗	0	0	2	0	2	1	0	-1	-100.0%
	放火	0	0	1	0	0	0	0	0	-
	強姦	17	13	28	11	16	5	7	2	+40.0%
	略取誘拐	4	2	4	1	2	1	3	2	+200.0%
	強制わいせつ	2	6	12	9	7	2	2	0	0.0%
	小計	25	22	47	22	27	9	12	3	+33.3%
合計		994	1,347	1,541	1,421	1,311	599	859	260	+43.4%

対象は、児童がコミュニティサイトを利用して犯罪（児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反及び重要犯罪）の被害に遭った事件として、警察が把握しているもの。

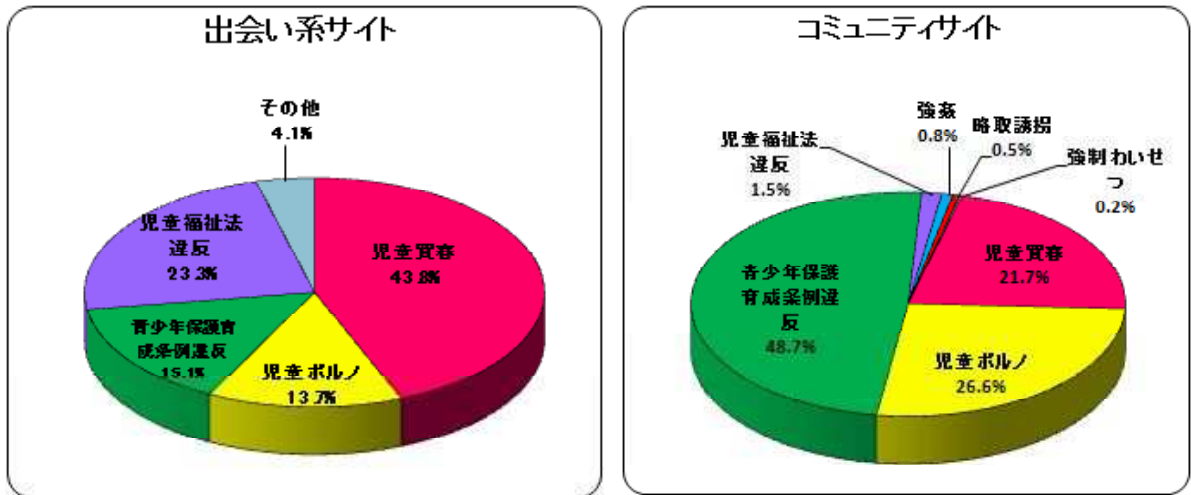
2 被害児童数の年別推移

(人)

罪名		H20	H21	H22	H23	H24	H25		前年同期比	%
							上半期	上半期		
児童福祉法違反		20	53	33	38	32	13	9	-4	-30.8%
青少年保護育成条例違反		545	727	772	637	596	273	291	18	+6.6%
児童買春・児童ポルノ法違反	児童買春	102	234	214	176	182	100	130	30	+30.0%
	児童ポルノ	102	101	180	217	242	114	159	45	+39.5%
	小計	204	335	394	393	424	214	289	75	+35.0%
重要犯罪	殺人	2	1	0	0	0	0	0	0	-
	強盗	0	0	1	0	2	1	0	-1	-100.0%
	放火	0	0	1	0	0	0	0	0	-
	強姦	15	14	25	9	14	5	5	0	0.0%
	略取誘拐	4	2	2	1	2	1	3	2	+200.0%
	強制わいせつ	2	4	11	7	6	2	1	-1	-50.0%
	小計	23	21	40	17	24	9	9	0	0.0%
合計		792	1,136	1,239	1,085	1,076	509	598	89	+17.5%

第3 「出会い系サイト」と「コミュニティサイト」との比較

1 罪種別の被害児童数



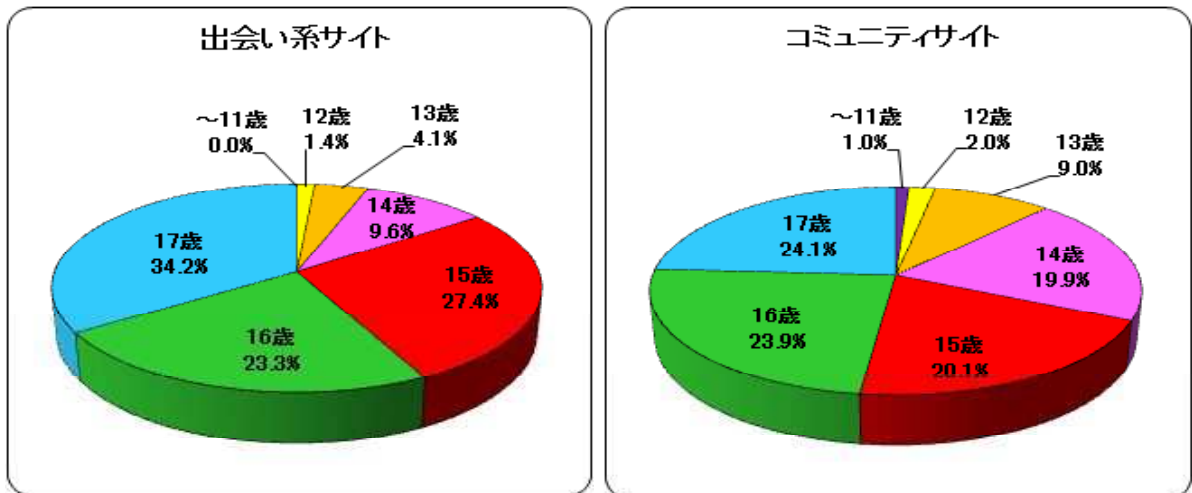
(人)

		被害児童数			
		出会い系サイト		コミュニティサイト	
重要犯罪	殺人	0	0.0%	0	0.0%
	強盗	0	0.0%	0	0.0%
	放火	0	0.0%	0	0.0%
	強姦	0	0.0%	5	0.8%
	略取誘拐	0	0.0%	3	0.5%
	強制わいせつ	0	0.0%	1	0.2%
児童買春・児童ポルノ法違反	児童買春	32	43.8%	130	21.7%
	児童ポルノ	10	13.7%	159	26.6%
青少年保護育成条例違反		11	15.1%	291	48.7%
児童福祉法違反		17	23.3%	9	1.5%
その他		3	4.1%	0	0.0%
合計		73	100.0%	598	100.0%

○出会い系サイトでは児童買春の被害児童が最も多く32人(43.8%)。
【コミュニティサイトでは130人(21.7%)】

○コミュニティサイトでは青少年保護育成条例違反の被害児童が最も多く291人(48.7%)。
【出会い系サイトでは11人(15.1%)】

2 年齢別の被害児童数



(人)

		～11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	合計
出会い系サイト	被害児童数	0	1	3	7	20	17	25	73
		0.0%	1.4%	4.1%	9.6%	27.4%	23.3%	34.2%	
	女性	0	1	3	7	20	17	25	73
	男性	0	0	0	0	0	0	0	0
被害年齢以下の被害児童数・割合		0	1	4	11	31	48	73	
		0.0%	1.4%	5.5%	15.1%	42.5%	65.8%	100.0%	
コミュニティサイト	被害児童数	6	12	54	119	120	143	144	598
		1.0%	2.0%	9.0%	19.9%	20.1%	23.9%	24.1%	
	女性	6	12	54	117	117	141	139	586
	男性	0	0	0	2	3	2	5	12
被害年齢以下の被害児童数・割合		6	18	72	191	311	454	598	
		1.0%	3.0%	12.0%	31.9%	52.0%	75.9%	100.0%	

- コミュニティサイトでは、被害児童の約半数(52.0%)が15歳以下であり、低年齢層の割合が高い。
【15歳以下の被害児童】
 - 出会い系サイト…………… 31人(42.5%)
 - コミュニティサイト…………… 311人(52.0%)
- コミュニティサイトでは、11歳以下の児童が被害に遭う事犯が発生。

第4 平成25年上半期の検挙事例

出会い系サイトに起因する事犯の検挙事例

【詐欺】

被疑者（サイト運営者・男・37歳）が、運営する出会い系サイトは、サイト会員を装ったアルバイトをサクラ従業員として使い、会員からサイト利用料金を騙し取っていたもの。

（1月・福岡県警）

【売春防止法違反（売春の周旋）及び児童福祉法違反（淫行させる行為）】

被疑者（自称飲食店店員・男・43歳）は、女子児童（15歳）が18歳に満たない児童であることを知りながら、出会い系サイトを通じて、勧誘した者と引き合わせ、ホテルにおいて、現金の対償を受けて性交させ、売春の周旋をするともに、児童に淫行させたもの。

（2月・静岡県警）

【児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春）】

被疑者（教諭・男・41歳）は、出会い系サイトを通じて知り合った女子児童（14歳）が18歳に満たない児童であることを知りながら、ホテルにおいて、現金2万円を渡して性交したもの。

（4月・大阪府警）

【児童福祉法違反（淫行させる行為）】

被疑者（会社員・男・39歳）は、女子児童（17歳）が18歳に満たない児童であることを知りながら、出会い系サイトを通じて、勧誘した者と引き合わせたうえ、ホテルにおいて、淫行させたもの。

（5月・青森県警）

コミュニティサイトに起因する事犯の検挙事例

【児童買春・児童ポルノ法違反（児童ポルノ製造）】

被疑者（専門学校生・男・20歳）は、コミュニティサイトを通じて知り合った女子児童（12歳）が18歳に満たない児童であることを知りながら、自らのわいせつな画像を撮影させて、被疑者の携帯電話に画像を送信させて、児童ポルノを製造したものの。

（2月・茨城県警）

【青少年育成条例違反（みだらな性行為等の禁止）】

被疑者（自衛官・男・25歳）は、コミュニティサイトを通じて知り合った女子児童（14歳）が、18歳に満たない児童であることを知りながら、ホテルにおいて、性交したものの。

（3月・宮城県警）

【青少年育成条例違反（みだらな性行為等の禁止）及び児童買春・児童ポルノ法違反（児童ポルノ製造）】

被疑者（会社員・男・25歳）は、コミュニティサイトを通じて知り合った女子児童（14歳）が18歳に満たない児童であることを知りながら、ホテルにおいて性交し、さらに、女子児童に自らのわいせつな画像を撮影させて、被疑者の携帯電話に画像を送信させて、児童ポルノを製造したものの。

（3月・兵庫県警）

【児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春）】

被疑者（無職・男・41歳）は、コミュニティサイトを通じて知り合った女子児童（17歳）が18歳に満たない児童であることを知りながら、空き地に止めた自分の乗用車内において、現金5,000円を渡して性交したものの。

（4月・徳島県警）

【児童買春・児童ポルノ法違反（業としての児童買春周旋）及び児童福祉法違反（淫行させる行為）】

被疑者ら（無職・男・51歳、無職・男・37歳）は、コミュニティサイトを通じて知り合った女子児童ら（15歳）が18歳に満たない児童であることを知りながら、同サイトを利用して勧誘した者と引き合わせ、ホテルにおいて、現金の対償を受けて性交させ、業として児童買春の周旋するとともに、児童に淫行させたものの。

（6月・警視庁）